

# 久留米商工会議所特定退職金共済規程

## 第1章 総 則

### 第1条 (目 的)

この規程は、久留米商工会議所（以下「商工会議所」という。）が、商工業者の相互扶助の精神に基づき、商工業者の従業員について実施する退職金共済の内容およびその業務の方法について定めることを目的とする。

### 第2条 (定 義)

この規程で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

2 この規程で「退職金共済契約」とは事業主が商工会議所に掛金を納入することを約し、商工会議所が、その事業主の雇用する従業員の退職について、この規程に定めるところにより退職給付金等を支給することを約する契約をいう。

3 この規程で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。

4 この規程で「被共済者」とは、退職金共済契約により、商工会議所がその者の退職について退職給付金等を支給すべき者をいう。

5 この規程で「基本掛金」とは、退職金共済契約に基づき加入した被共済者である期間において払い込む掛金をいう。

6 この規程で「過去勤務期間」とは、被共済者となった日の前日まで加入事業主のもとで引き続き勤務した期間（過去勤務期間が10年を超える場合には、10年とする。ただし、本条第10項の過去勤務一括掛金に係るものを除く。）をいう。

7 この規程で「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち退職給付金等の額の計算に含める期間をいう。

8 この規程で「過去勤務通算月額」とは、過去勤務通算期間に係る掛金月額をいう。

9 この規程で「過去勤務掛金」とは、被共済者に係る通算月額、過去勤務通算期間および運用収益（過去勤務通算月額の合計額、過去勤務通算期間および既に払い込まれた掛金の運用利益の状況を基礎として適正に見積もられた金額。）をもとに計算される額をいう。（次項の過去勤務一括掛金を含む。）

10 この規程で「過去勤務一括掛金」とは、中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される額、および所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体（所得税法施行令第73条第1項の規定に基づき税務署長の承認を受けた団体をいう。以下、同じ。）より引き渡される資産総額に相当する額をいう。

11 この規程で「引継退職給付金」とは、所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定により被共済者が他の共済契約者に係る被共済者となったときに引き継がれる退職給付金に相当する額をいう。

12 この規程で「引受退職給付金」とは、中小企業退職金共済法第31条第1項に規定する契約に基づき独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される退職金に相当する額、および所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体から引き渡される退職給付金に相当する額をいう。

13 この規程で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

## 第2章 退職金共済契約の成立等

### 第3条 (契約の締結)

商工会議所の地区内に事業所を有する者（以下「事業主」という。）でなければ退職金共済契約（以下「共済契約」という。）を締結することができない。

ただし、商工会議所が特別の事情があると認める者についてはこの限りではない。

- 2 事業主は、つぎの各号に掲げる者を除き、すべての従業員について共済契約を締結しなければならない。
  - (1) すでにこの共済契約の被共済者である者
  - (2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者
  - (3) 加入事業主である個人、もしくはこれと生計を一にする親族
  - (4) 加入事業主である法人の役員（使用人兼務役員を除く。）
- 3 前項の定めにかかわらず、つぎの各号に掲げる者は、加入させなくてもよいものとする。
  - (1) 期間を定めて雇われている者
  - (2) 季節的な仕事のために雇われている者
  - (3) 試用期間中の者
  - (4) 非常勤の者
  - (5) 休職中の者
- 4 契約の締結にあたっては、基本掛金、過去勤務掛金の額または退職給付金等の額について加入事業主又は被共済者のうち、特定の者について不当に差別的な取扱をしてはならない。

### 第4条 (掛金)

共済契約は、被共済者ごとに基本掛金月額、過去勤務通算月額を定めて締結するものとする。

- 2 基本掛金および過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。）は、共済契約者である事業主が全額を負担しなければならない。
- 3 基本掛金月額は、1口1,000円とし、被共済者1人につき30口30,000円まで加入できるものとする。
- 4 過去勤務通算月額は、1口1,000円で30口を限度とし、当該月額は、過去勤務期間の通算申込時における基本掛金月額の金額を超えてはならないものとする。ただし、過去勤務一括掛金を除く。
- 5 掛金として払い込まれた金額および引受退職給付金の額（これらの運用による利益を含む。）は共済契約者である事業主に返還しない。

### 第5条 (契約の申込)

共済契約の申込は、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならず、かつ、被共済者の氏名および基本掛金月額を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えて、毎月1日から20日までに商工会議所に申し込まなければならない。

- 2 申込金は、申込をした月の翌月の掛金に充当する。

### 第6条 (加入日および契約の成立)

商工会議所が、この共済契約の申込を承諾したときは、申込をした月の翌月1日において成立するものとし、かつその日から効力を生ずる。

- 2 商工会議所は、共済契約の成立後、遅滞なく共済契約者を通じて被共済者に「退職金共済制度被共済者証」（以下「被共済者証」という。）を交付するものとする。
- 3 共済契約の申込の承諾の通知は、被共済者証の交付をもってこれに代えるものとする。
- 4 共済契約が成立したときは、共済契約者は遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

### 第3章 基本掛金の払込

#### 第7条（基本掛金の払込）

共済契約者は、被共済者の加入日の属する月（以下「加入月」という。）から、被共済者が退職（死亡退職を含む。）した日、または共済契約が解除された日の属する月まで、各月分の基本掛金を毎月払い込まなければならない。

- 2 第2回目以降の基本掛金（加入月の翌月分以降の掛金をいう。）は、翌月分を当月の20日までに別途定める方法により商工会議所に払い込むものとする。

### 第4章 退職給付金等の支給

#### 第8条（退職給付金の支給）

商工会議所は、被共済者が退職したときはその者に退職給付金を支給する。ただし、つぎの各号に該当するときは、それぞれつぎに定めるところによる。

- (1) 被共済者の申出により第26条を適用する場合は、商工会議所は当該引継退職給付金を支給しない。
  - (2) 被共済者の申出により第27条を適用する場合は、商工会議所は当該退職給付金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。
  - (3) 被共済者の申出により第28条を適用する場合は、商工会議所は当該退職給付金に相当する額を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ一括して、遅滞なく引き渡す。
- 2 退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。
  - 3 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合は、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額につき各号に定める額を合算して得た額とする。
    - (1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ－1－①に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額
    - (2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ－1－②に定める金額に基づき、引受退職給付金の額に応じて算出される額

#### 第9条（年金の支給）

商工会議所は、被共済者が10年以上にわたりこの共済に加入し退職したときは、その者に対して本人の申出により第8条に定める退職給付金に代え、別表Ⅲにより算出される10年を支給期間とした年金を支給する。

- 2 前項による年金受給者が、当該年金受給中に死亡した場合は、その遺族に対して残余期間の年金に代え、未支払年金現価相当額を一時金で支給する。

#### 第10条（遺族給付金の支給）

商工会議所は、被共済者が死亡により退職したときは、その遺族に遺族給付金を支給する。

- 2 遺族給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。
- 3 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合には、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額につき各号に定める額を合算して得た額とする。
  - (1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ－1－①に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額
  - (2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月から被共済者となった者が退職し

た日の属する月までの経過期間に対応する別表V-1-②に定める金額に基づき、引受退職給付金の額に応じて算出される額

#### 第11条（遺族の範囲および順位）

第9条および第10条に定める遺族は、つぎの各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者
  - (3) 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 遺族給付金、あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の実父母の順とする。
- 3 前項の規定により、遺族給付金あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の同順位者が2人以上あるときは、その金額は、その人数によって等分して支給する。

#### 第12条（退職給付金の減額）

商工会議所は、被共済者がその責に帰すべきつぎの各号の一つに該当する事由により退職し、かつ共済契約者の申出があつた場合においては、退職給付金（第8条第3項第1号および第2号に係る部分を除く）を減額して支給する。

- (1) 窃取、横領、傷害、その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損失を加え、その名誉もしくは信用を著しくき損し、または職場規律を著しく乱したとき。
  - (2) 秘密の漏えいその他の行為により、職務上の義務に著しく違反したとき。
  - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱し、または雇用関係に関し、著しく信義に反する行為があつたとき。
- 2 前項に定める退職給付金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、商工会議所は、その減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、これを変更することができる。
- 3 第1項の退職給付金減額の事由および第2項の減額については、退職金共済審査会の議を経なければならない。

#### 第13条（退職給付金減額の申出）

共済契約者は、前条第1項の申出をするときは、つぎに掲げる事項を記載した退職給付金減額申出書を商工会議所へ提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名または名称および住所
  - (2) 被共済者の氏名
  - (3) 減額の理由となる退職事由
  - (4) 減額すべき額
- 2 商工会議所は、前条第1項に定める退職給付金の減額を行ったときは、その内容を共済契約者に通知する。

#### 第14条（支給手続）

共済契約者は、被共済者が退職したときは、つぎの書類を商工会議所に提出して、その旨遅滞なく届け出ることを要し、被共済者が第26条、第27条第3項および第28条第2項の適用を受けることとなる場合を除き、同時に被共済者は共済契約者を通じて退職給付金を請求するものとする。

- (1) 退職通知書
- (2) 給付金請求書

- (3) その他商工会議所が必要とする書類
- 2 年金は、受給資格取得後の支払期日より支給する。
- 3 給付金は、受給手続終了後遅滞なく支給する。

## 第5章 過去勤務期間の通算

### 第15条（過去勤務期間の通算の申込等）

- 事業主は、被共済者となるべき従業員（既に被共済者となっている者を含む。）について、過去勤務期間を退職給付金等の計算の基礎に含めることとするときは、当該従業員に係る過去勤務通算期間および過去勤務通算月額を定め、商工会議所に申し込まなければならない。
- 2 前項の申込をする事業主は、従業員が被共済者として適格である者のすべてについて行わなければならない。
  - 3 過去勤務通算期間に年未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て、年単位とする。
  - 4 第1項の申込は、共済契約の締結時に限るものとする。
  - 5 第1項の申込およびその効力については、第5条および第6条の定めを準用する。
  - 6 過去勤務通算期間および過去勤務通算月額は商工会議所が申込を受諾した後は変更することはできない。

### 第16条（過去勤務掛金の払込および払込期間）

- 事業主が第15条に基づく過去勤務期間の通算の申込を行った場合は、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間の月数（過去勤務通算期間が5年未満であるときは、当該過去勤務通算期間の月数とする。）で均分した額を過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）として毎月払い込まなければならない。
- この場合、過去勤務掛金の払込にあたっては、第4条に定める掛金と同時に払い込むこととする。
- 2 前項にかかわらず、被共済者が当該5年を経過する日前に退職をすることとされているときは、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後当該退職をすることとされている日までの期間の月数とする。
  - 3 過去勤務掛金の払込期間の中途において被共済者が退職（死亡退職を含む。）したとき、または共済契約が解除された場合は、その退職または解除の日の属する月まで過去勤務掛金を払い込むものとする。
  - 4 過去勤務一括掛金については、共済契約者が負担する過去勤務通算期間に対応する掛金として一括して引渡を受けるものとする。
  - 5 前項の過去勤務一括掛金のうち、所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体より引き渡される資産総額に相当する額については、以下の条件を全て満たすものとする。
    - (1) 当該他の特定退職金共済団体の共済契約者であった者が、当該他の特定退職金共済団体との共済契約解除後、直ちにこの共済契約の共済契約者になっていること。
    - (2) この共済契約の共済契約者となった後、直ちに商工会議所を経由して当該他の特定退職金共済団体へつぎに定める事項を記載した申出書を提出すること。
      - ①申出をする共済契約者の氏名または名称および住所
      - ②当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を商工会議所に引き渡すことを申し出る旨
      - ③当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が当該他の特定退職金共済団体との共済契約の解除をした年月日
      - ④商工会議所の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契約を商工会議所と締結した年月日
      - ⑤その他参考となるべき事項

### 第 17 条 (退職給付金の支給の特例)

過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）の払込が完了した被共済者の第 8 条第 2 項に定める額は、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に対応する別表 I に定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。

また、過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第 8 条第 2 項に定める額は、同項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する別表 V-2 に定める金額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じて算出される額を加算した額とする。

- 2 過去勤務掛金を払込中の被共済者の第 8 条第 2 項に定める額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。
  - (1) 基本掛金の払込期間に対応する別表 I に定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
  - (2) 過去勤務掛金の払込期間に対応する別表 I に定める金額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

### 第 18 条 (年金の支給の特例)

過去勤務掛金の払込が完了した被共済者については、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間が 10 年以上であれば、本人の申出により第 17 条に定める退職給付金に代え、別表 III により算出される 10 年を支給期間とした年金を支給する。

### 第 19 条 (遺族給付金の支給の特例)

過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）の払込が完了した被共済者の第 10 条第 2 項に定める額は、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に対応する別表 II に定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。

また、過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第 10 条第 2 項に定める額は、同項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する別表 V-2 に定める金額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じて算出される額を加算した額とする。

- 2 過去勤務掛金を払込中の被共済者の第 10 条第 2 項に定める額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。
  - (1) 基本掛金の払込期間に対応する別表 II に定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
  - (2) 過去勤務掛金の払込期間に対応する別表 II に定める金額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

## 第 6 章 契約の解除

### 第 20 条 (契約の解除)

商工会議所または共済契約者は、本条第 2 項、第 3 項または第 4 項に定める場合を除いては、共済契約を解除することができない。

- 2 商工会議所は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除するものとする。
  - (1) 共済契約者が、第 7 条および第 16 条に定める掛金の払込を怠ったとき。  
ただし、商工会議所が認める正当な理由がある場合はこの限りでない。
  - (2) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められたとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。
- 3 商工会議所は、つぎの各号に掲げる場合は、当該被共済者について共済契約を解除するものとする。
  - (1) 被共済者が、他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。
  - (2) 被共済者が、第 3 条第 2 項第 3 号および第 4 号に該当する者となったとき。
  - (3) 被共済者が、偽りその他不正の行為によって退職給付金、遺族給付金、年金または解約手当金の支給を受け、または受けようとしたとき。

- (4) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。
- 4 共済契約者は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除することができる。
- (1) 被共済者の同意を得たとき。
- (2) 掛金の払込を継続することが著しく困難であると商工会議所が認めたとき。
- (3) 商工会議所が他の特定退職金共済団体との間に所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約を締結している場合において、この共済契約の共済契約者であった者が、この共済契約解除後、直ちに当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者になるとき。
- 5 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
- 6 第2項の正当な理由および第4項第2号の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

#### 第21条（契約解除の手続）

- 商工会議所は、共済契約を解除するときは、解除の理由を付してその旨を共済契約者に通知するものとする。
- 2 共済契約者は、前条第3項第1号、第2号ならびに第4項第1号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を証する書類を添え、商工会議所に通知しなければならない。
- 3 共済契約者は、前条第4項第2号の定めにより共済契約を解除するときは、同号に掲げる事情があることを証する書類を添え、その旨を商工会議所に申し出なければならない。
- 4 共済契約者は、前条第4項第3号に該当する場合は、その旨を商工会議所に申し出るとともに、当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者となった後、直ちに当該他の特定退職金共済団体を経由して商工会議所へつぎに定める事項を記載した申出書を提出すること。
- ①申出をする共済契約者の氏名または名称および住所
- ②当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を当該他の特定退職金共済団体に引き渡すことを申し出る旨
- ③商工会議所の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が商工会議所との共済契約の解除をした年月日
- ④当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契約を当該他の特定退職金共済団体と締結した年月日
- ⑤その他参考となるべき事項

#### 第22条（解約手当金）

- 共済契約が解除されたときは、商工会議所は被共済者に解約手当金を支給する。ただし、前条第4項に該当する場合は、当該解約手当金を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。
- 2 解約手当金の額は、第8条に定める退職給付金の額（過去勤務期間を通算した被共済者については、第17条により計算される金額。）と同額とする。
- 3 第20条第3項第3号の定めにより共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き、前項の定めにかかわらず解約手当金（第8条第3項第1号および第2号に係る部分を除く。）は支給しない。
- 4 商工会議所は、前項の特別の事情がある場合は、解約手当金（第8条第3項第1号および第2号に係る部分を除く。）の額を減額して支給する。
- 5 商工会議所は、前項により解約手当金を支給する場合は、その特別の事情および減額すべき金額について、退職金共済審査会の議を経なければならない。
- 6 第2項の定めにかかわらず、平成20年3月31日までの期間における解約手当金については、第31条に定める運用委託先であるジー・イー・エジソン生命保険株式会社の早期解約控除により、つぎの定めにより算出された金額とする。
- 解約手当金＝第8条または第17条に定める退職給付金の額－第8条または第17条に定める

退職給付金の額×ジー・イー・エジソン生命保険株式会社委託割合×付則第6条に定める早期解約控除率

## 第7章 加入口数の変更

### 第23条（加入口数の変更）

商工会議所は、共済契約者から加入口数の増口の申込があったときは、被共済者1人につき増口後の口数30口を限度として、これを承諾するものとする。

ただし、第2項の減口を行った場合については、減口を行った時点での事由が解消した場合に限るものとする。

- 2 減口については被共済者の承諾および事情を明らかにした書類を添付し、商工会議所が認めた場合に限るものとする。
- 3 加入口数変更の時期は、毎月1日に限るものとし、将来に向かって効力を生じるものとする。

### 第24条（加入口数の変更の手続）

共済契約者は、加入口数変更の申込をするときは、被共済者の氏名および変更する加入口数を明らかにし、商工会議所に申し込まなければならない。

- 2 第6条の定めは、加入口数の変更について準用する。

### 第25条（加入口数変更による給付額の算出方法）

加入口数の変更による給付額は、変更分口数について、口数変更時からの加入期間により第8条、第9条および第10条に定める方法に準じて算出する。

## 第8章 退職金共済制度内における通算

### 第26条（退職金共済制度内における通算）

商工会議所は、退職した被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する以下の条件を全て満たす場合に、当該被共済者に係る退職給付金に相当する額を引継退職給付金として引き継ぐ。

- (1) 退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) この共済契約の被共済者であること。
- (3) 共済契約者を經由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、商工会議所へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および被共済者証の写しを提出すること。
  - ①当該申出をする被共済者の氏名および住所
  - ②当該申出をする被共済者を雇用する所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する共済契約者の氏名または名称および住所
  - ③当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定に従い同号ホに規定する引継退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る共済契約者（共済契約者であった者を含む））の氏名または名称および住所
  - ④③における退職の年月日

## 第9章 他の退職金共済制度との通算

### 第27条（他の特定退職金共済制度との通算）

商工会議所は、特定退職金共済制度間の通算規定を有する他の特定退職金共済団体との間において、所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約を締結している場合において、つぎに定めるところにより、退職給付金に相当する額を受け入れ、および引き渡す。

- 2 受入は以下の条件を全て満たす場合に取り扱う。



- (1) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
  - (2) この共済契約の被共済者であること。
  - (3) 商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、当該他の特定退職金共済団体へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および当該他の特定退職金共済団体の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。
    - ①当該申出をする被共済者の氏名および住所
    - ②当該申出をする被共済者に係る商工会議所の所得税法施行令第73条第1項第1号に規定する共済契約者の氏名または名称および住所
    - ③商工会議所の名称および所在地
    - ④当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ハの規定に従い同号ハに規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る当該他の特定退職金共済団体の共済契約者（共済契約者であった者を含む））の氏名または名称および住所
    - ⑤④における退職の年月日
- 3 引渡は以下の条件を全て満たす場合に扱う。
- (1) この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
  - (2) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。
  - (3) 当該他の特定退職金共済団体を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、商工会議所へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および商工会議所の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。
    - ①当該申出をする被共済者の氏名および住所
    - ②当該申出をする被共済者に係る当該他の特定退職金共済団体の所得税法施行令第73条第1項第1号に規定する共済契約者の氏名または名称および住所
    - ③当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地
    - ④当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ハの規定に従い同号ハに規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る商工会議所の共済契約者（共済契約者であった者を含む））の氏名または名称および住所
    - ⑤④における退職の年月日

#### 第28条（中小企業退職金共済制度との通算）

商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第31条第1項に規定する契約を締結している場合において、つぎに定める条件を全て満たす場合に、退職金に相当する額を受け入れる。

- (1) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
  - (2) この共済契約の被共済者であること。
  - (3) 商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、独立行政法人勤労者退職金共済機構へ通算の申出書および中小企業退職金共済制度の共済手帳を提出すること。
- 2 商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第30条の第1項に規定する契約を締結している場合において、つぎに定める条件を全て満

たす場合に、退職給付金に相当する額を引き渡す。

- (1) この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、商工会議所へ通算の申出書および商工会議所の被共済者証その他の当該申出を行う被共済者が中小企業退職金共済法第30条の1項に規定するその退職につき退職金の支給を受けることができる者であることを証する書類を提出すること。

## 第10章 管 理

### 第29条 (退職金共済の事務)

退職金共済事業に関する事務は、商工会議所事務局において取扱う。

### 第30条 (会計処理)

商工会議所の退職金共済事業に関する経理は、退職金共済事業特別会計とし、他の経理と区分して処理する。

### 第31条 (資産の運用)

商工会議所は、自己を契約者および受取人、被共済者を被保険者、アクサ生命保険株式会社を幹事会社として新企業年金保険契約を締結し、掛金として払い込まれた金額および引受退職給付金の額から退職金共済事業を行う商工会議所の事務に要する経費として、通常必要な金額を控除した残額を新企業年金保険契約に基づく保険料として払い込み、その運用を委託する。

- 2 前項の保険契約の積立金は、これを担保に供したり、また貸し付けたりすることができない。

### 第32条 (退職金共済審査会)

商工会議所に退職金共済審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、この規程において審査会の権限として定めている事項について審査する。
- 3 審査会の委員は、商工会議所会頭が委嘱する。

## 第11章 雑 則

### 第33条 (加入期間の計算)

退職給付金等の計算基準となる加入期間は、掛金の払込開始月から起算し、掛金の最終払込月までとする。

### 第34条 (退職給付金等の端数処理)

退職給付金等の計算において、円未満の端数が生じたときは、円未満を四捨五入する。

### 第35条 (譲渡・担保の禁止)

この契約に基づく給付を受ける権利は、これを譲渡し、または、担保の目的に供することはできない。

### 第36条 (報告等)

商工会議所は、この規程による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

- 2 共済契約者は、その氏名、名称もしくは住所または被共済者の氏名に変更があったときは、その旨を商工会議所に届け出なければならない。
- 3 共済契約者は、第20条第3項第1号、第2号および第3号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を商工会議所に通知しなければならない。

### 第37条 (退職給付金等の返還)

偽りその他の不正行為により退職給付金および解約手当金の支給を受けた者がある場合は、商工会議所は、その者から当該金額を返還させるものとする。この場合において、その支給が

当該共済契約者の虚偽の証明または届出によるものであるときは、商工会議所は、その者に対して支給を受けた者と連帯して、当該金額を返還させる。

### 第 38 条（規程の変更および廃止）

この規程の変更および廃止については、商工会議所常議員会の議を経なければならない。

- 2 現在の金利水準が将来変更を生じ、この退職金共済事業に影響を与える場合には、商工会議所常議員会の議を経て、別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額を改訂するものとする。

## 付 則

### 第 1 条（実施時期）

この規程は、昭和 48 年 5 月 1 日から実施する。

### 第 2 条（過去勤務期間の通算の経過措置）

平成 8 年 5 月 1 日現在（過去勤務期間の通算規定実施日）、共済契約を締結している事業主にあつては、第 15 条第 4 項にかかわらず、過去勤務期間の通算規定実施日以後 2 年以内の期間に限り、過去勤務期間の通算の申込をすることができるものとする。

この場合、過去勤務掛金は当該被共済者の基本掛金の既払込期間に応じ、第 4 条第 4 項の定めに基づいて計算された別に定める額とする。

- 2 過去勤務通算月額が共済契約締結時の基本掛金月額を超える場合の第 8 条第 2 項に定める退職給付金の額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。
  - (1) 当該超える金額に係る過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき当該超える金額に係る過去勤務通算月額に応じて算出される額に、過去勤務掛金の払込完了の日の翌月から退職時までの経過期間に応じ所定の利息を付した額
  - (2) 共済契約締結時の基本掛金月額を過去勤務通算月額として第 17 条第 1 項により算出された退職給付金の額

### 第 3 条（加入口数の減口の実施時期）

平成 7 年 4 月 1 日

### 第 4 条（別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額改訂に伴う経過措置）

別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額の改訂をしたことに伴い、当該改訂日（以後「改訂日」という。）前の被共済者については、経過措置を設けるものとする。

- 2 「第 4 章退職給付金等の支給」に関する経過措置
  - (1) 退職給付金等の額は、第 8 条第 2 項の定めにかかわらず、つぎに定める額を合算して得た額とする。
    - ① 加入月（または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。）から改訂日前日の月までの基本掛金の既払込期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額（引継退職給付金および引受退職給付金をその基礎に含む。）に改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額
    - ② 改訂月から退職月までの基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
  - (2) 遺族給付金の額は、第 10 条第 2 項の定めにかかわらず前号の額に基本掛金 1 口について 10,000 円を加算した額とする。
  - (3) 年金の額は、第 9 条の定めにかかわらず、前第 1 号に準じて算出した額とする。
- 3 「第 5 章過去勤務期間の通算」に関する経過措置  
第 17 条、第 18 条および第 19 条の定めにかかわらず、つぎの取扱を行なうものとする。
  - (1) 過去勤務掛金の払込が完了した被共済者の退職給付金の額は、つぎに定める額を合算して得た額とする。

- ① 加入月（または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。）から改訂日前日の月までの基本掛金の既払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額（引継退職給付金および引受退職給付金をその基礎に含む。）に、改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額
- ② 改訂月から退職月までの基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
- (2) 過去勤務掛金を払込中の被共済者の退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に応じて、前号に基づいて算出した額に、つぎの金額を加算した額とする。
  - ① 過去勤務掛金の払込月（または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。）から改訂日前日の月までの過去勤務掛金の払込期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額を改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額
  - ② 過去勤務掛金の改訂月から退職月までの過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額
- (3) 遺族給付金の額は、前第1号または前第2号の額に基本掛金1口について10,000円を加算した額とする。
- (4) 年金の額は、前第1号または前第2号に準じて算出した額とする。

**第5条（別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額改訂の実施時期）**

平成6年10月1日  
 平成8年5月1日  
 平成12年8月1日  
 平成22年9月1日

**第6条（早期解約控除率）**

解約手当金の支払請求受付日を解約控除率の適用基準日として、つぎのとおり定める。

平成13年3月31日まで	15%
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	14%
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	12%
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	10%
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	8%
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	6%
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	4%
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	2%

**第7条（退職金共済制度内における通算の実施時期）**

平成12年8月1日

**第8条（改訂の実施時期）**

この規程は、平成12年8月1日から一部改訂実施する。

**第9条（中小企業退職金共済制度との通算）**

この規程は、平成18年4月1日から一部改訂実施する。

**付 則**

**（改訂の実施時期）**

第4条（掛金）第4項、第31条（試算の運用）第1項、第38条（規程の変更および廃止）第2項の改正規程は、平成22年9月1日から実施する。

## 付 則

### (改訂の実施時期)

第2条(定義)第13項、第20条(契約の解除)第2項(2)、第3項(4)の改正規程は、平成24年11月15日から実施する。

脱退一時金額表（別表Ⅰ）（払方：月払 掛金：1,000円）

（単位：円）

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	930	1,860	2,790	3,720	4,650	5,580	6,520	7,450	8,380	9,320	10,250	11,190
1	12,120	13,060	13,990	14,930	15,860	16,800	17,740	18,680	19,610	20,550	21,490	22,430
2	23,370	24,310	25,250	26,190	27,130	28,080	29,020	29,960	30,900	31,850	32,790	33,730
3	34,680	35,620	36,570	37,510	38,460	39,410	40,350	41,300	42,250	43,200	44,140	45,090
4	46,040	46,990	47,940	48,890	49,840	50,790	51,750	52,700	53,650	54,600	55,550	56,510
5	57,460	58,420	59,370	60,330	61,280	62,240	63,190	64,150	65,110	66,070	67,020	67,980
6	68,940	69,900	70,860	71,820	72,780	73,740	74,700	75,660	76,620	77,590	78,550	79,510
7	80,470	81,440	82,400	83,370	84,330	85,300	86,260	87,230	88,200	89,160	90,130	91,100
8	92,070	93,040	94,010	94,970	95,940	96,920	97,890	98,860	99,830	100,800	101,770	102,740
9	103,720	104,690	105,670	106,640	107,610	108,590	109,570	110,540	111,520	112,490	113,470	114,450
10	115,430	116,410	117,380	118,360	119,340	120,320	121,300	122,280	123,270	124,250	125,230	126,210
11	127,190	128,180	129,160	130,150	131,130	132,120	133,100	134,090	135,070	136,060	137,050	138,030
12	139,020	140,010	141,000	141,990	142,980	143,970	144,960	145,950	146,940	147,930	148,920	149,910
13	150,910	151,900	152,890	153,890	154,880	155,880	156,870	157,870	158,860	159,860	160,860	161,850
14	162,850	163,850	164,850	165,850	166,850	167,850	168,850	169,850	170,850	171,850	172,850	173,850
15	174,860	175,860	176,860	177,870	178,870	179,880	180,880	181,890	182,890	183,900	184,900	185,910
16	186,920	187,930	188,940	189,950	190,960	191,960	192,980	193,990	195,000	196,010	197,020	198,030
17	199,040	200,060	201,070	202,090	203,100	204,120	205,130	206,150	207,160	208,180	209,190	210,210
18	211,230	212,250	213,270	214,290	215,310	216,330	217,350	218,370	219,390	220,410	221,430	222,450
19	223,480	224,500	225,520	226,550	227,570	228,600	229,620	230,650	231,680	232,700	233,730	234,760
20	235,780	236,810	237,840	238,870	239,900	240,930	241,960	242,990	244,020	245,060	246,090	247,120
21	248,150	249,190	250,220	251,260	252,290	253,330	254,360	255,400	256,430	257,470	258,510	259,550
22	260,580	261,620	262,660	263,700	264,740	265,780	266,820	267,860	268,910	269,950	270,990	272,030
23	273,080	274,120	275,170	276,210	277,260	278,300	279,350	280,390	281,440	282,490	283,540	284,580
24	285,630	286,680	287,730	288,780	289,830	290,880	291,940	292,990	294,040	295,090	296,140	297,200
25	298,250	299,310	300,360	301,420	302,470	303,530	304,590	305,640	306,700	307,760	308,820	309,870
26	310,930	311,990	313,050	314,110	315,180	316,240	317,300	318,360	319,420	320,490	321,550	322,610
27	323,680	324,740	325,810	326,880	327,940	329,010	330,080	331,140	332,210	333,280	334,350	335,420
28	336,490	337,560	338,630	339,700	340,770	341,840	342,920	343,990	345,060	346,140	347,210	348,280
29	349,360	350,440	351,510	352,590	353,670	354,740	355,820	356,900	357,980	359,060	360,140	361,220
30	362,300	363,380	364,460	365,540	366,620	367,710	368,790	369,870	370,960	372,040	373,130	374,210
31	375,300	376,380	377,470	378,560	379,650	380,740	381,820	382,910	384,000	385,090	386,180	387,270
32	388,370	389,460	390,550	391,640	392,740	393,830	394,920	396,020	397,110	398,210	399,300	400,400
33	401,500	402,590	403,690	404,790	405,890	406,990	408,090	409,190	410,290	411,390	412,490	413,590
34	414,700	415,800	416,900	418,010	419,110	420,210	421,320	422,420	423,530	424,640	425,740	426,850
35	427,960	429,070	430,180	431,290	432,400	433,510	434,620	435,730	436,840	437,950	439,060	440,170
36	441,290	442,400	443,520	444,630	445,750	446,860	447,980	449,100	450,210	451,330	452,450	453,570
37	454,690	455,800	456,930	458,050	459,170	460,290	461,410	462,530	463,650	464,780	465,900	467,020
38	468,150	469,270	470,400	471,530	472,650	473,780	474,910	476,030	477,160	478,290	479,420	480,550
39	481,680	482,810	483,940	485,070	486,210	487,340	488,470	489,610	490,740	491,870	493,010	494,140
40	495,280	496,420	497,550	498,690	499,830	500,970	502,100	503,240	504,380	505,520	506,660	507,800
41	508,950	510,090	511,230	512,370	513,520	514,660	515,810	516,950	518,100	519,240	520,390	521,530
42	522,680	523,830	524,980	526,130	527,270	528,420	529,570	530,720	531,880	533,030	534,180	535,330
43	536,480	537,640	538,790	539,950	541,100	542,260	543,410	544,570	545,730	546,880	548,040	549,200
44	550,360	551,520	552,680	553,840	555,000	556,160	557,320	558,480	559,640	560,810	561,970	563,130
45	564,300	565,460	566,630	567,800	568,960	570,130	571,300	572,460	573,630	574,800	575,970	577,140
46	578,310	579,480	580,650	581,830	583,000	584,170	585,340	586,520	587,690	588,870	590,040	591,220
47	592,390	593,570	594,750	595,930	597,100	598,280	599,460	600,640	601,820	603,000	604,180	605,360
48	606,540	607,730	608,910	610,090	611,280	612,460	613,650	614,830	616,020	617,210	618,390	619,580
49	620,770	621,960	623,150	624,340	625,530	626,720	627,910	629,100	630,290	631,480	632,670	633,870

遺族一時金額表（別表Ⅱ） （払方： 月払 掛金： 1,000円 ）

（単位：円）

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	10,930	11,860	12,790	13,720	14,650	15,580	16,520	17,450	18,380	19,320	20,250	21,190
1	22,120	23,060	23,990	24,930	25,860	26,800	27,740	28,680	29,610	30,550	31,490	32,430
2	33,370	34,310	35,250	36,190	37,130	38,080	39,020	39,960	40,900	41,850	42,790	43,730
3	44,680	45,620	46,570	47,510	48,460	49,410	50,350	51,300	52,250	53,200	54,140	55,090
4	56,040	56,990	57,940	58,890	59,840	60,790	61,750	62,700	63,650	64,600	65,550	66,510
5	67,460	68,420	69,370	70,330	71,280	72,240	73,190	74,150	75,110	76,070	77,020	77,980
6	78,940	79,900	80,860	81,820	82,780	83,740	84,700	85,660	86,620	87,590	88,550	89,510
7	90,470	91,440	92,400	93,370	94,330	95,300	96,260	97,230	98,200	99,160	100,130	101,100
8	102,070	103,040	104,010	104,970	105,940	106,920	107,890	108,860	109,830	110,800	111,770	112,740
9	113,720	114,690	115,670	116,640	117,610	118,590	119,570	120,540	121,520	122,490	123,470	124,450
10	125,430	126,410	127,380	128,360	129,340	130,320	131,300	132,280	133,270	134,250	135,230	136,210
11	137,190	138,180	139,160	140,150	141,130	142,120	143,100	144,090	145,070	146,060	147,050	148,030
12	149,020	150,010	151,000	151,990	152,980	153,970	154,960	155,950	156,940	157,930	158,920	159,910
13	160,910	161,900	162,890	163,890	164,880	165,880	166,870	167,870	168,860	169,860	170,860	171,850
14	172,850	173,850	174,850	175,850	176,850	177,850	178,850	179,850	180,850	181,850	182,850	183,850
15	184,860	185,860	186,860	187,870	188,870	189,880	190,880	191,890	192,890	193,900	194,900	195,910
16	196,920	197,930	198,940	199,950	200,960	201,960	202,980	203,990	205,000	206,010	207,020	208,030
17	209,040	210,060	211,070	212,090	213,100	214,120	215,130	216,150	217,160	218,180	219,190	220,210
18	221,230	222,250	223,270	224,290	225,310	226,330	227,350	228,370	229,390	230,410	231,430	232,450
19	233,480	234,500	235,520	236,550	237,570	238,600	239,620	240,650	241,680	242,700	243,730	244,760
20	245,780	246,810	247,840	248,870	249,900	250,930	251,960	252,990	254,020	255,060	256,090	257,120
21	258,150	259,190	260,220	261,260	262,290	263,330	264,360	265,400	266,430	267,470	268,510	269,550
22	270,580	271,620	272,660	273,700	274,740	275,780	276,820	277,860	278,910	279,950	280,990	282,030
23	283,080	284,120	285,170	286,210	287,260	288,300	289,350	290,390	291,440	292,490	293,540	294,580
24	295,630	296,680	297,730	298,780	299,830	300,880	301,940	302,990	304,040	305,090	306,140	307,200
25	308,250	309,310	310,360	311,420	312,470	313,530	314,590	315,640	316,700	317,760	318,820	319,870
26	320,930	321,990	323,050	324,110	325,180	326,240	327,300	328,360	329,420	330,490	331,550	332,610
27	333,680	334,740	335,810	336,880	337,940	339,010	340,080	341,140	342,210	343,280	344,350	345,420
28	346,490	347,560	348,630	349,700	350,770	351,840	352,920	353,990	355,060	356,140	357,210	358,280
29	359,360	360,440	361,510	362,590	363,670	364,740	365,820	366,900	367,980	369,060	370,140	371,220
30	372,300	373,380	374,460	375,540	376,620	377,710	378,790	379,870	380,960	382,040	383,130	384,210
31	385,300	386,380	387,470	388,560	389,650	390,740	391,820	392,910	394,000	395,090	396,180	397,270
32	398,370	399,460	400,550	401,640	402,740	403,830	404,920	406,020	407,110	408,210	409,300	410,400
33	411,500	412,590	413,690	414,790	415,890	416,990	418,090	419,190	420,290	421,390	422,490	423,590
34	424,700	425,800	426,900	428,010	429,110	430,210	431,320	432,420	433,530	434,640	435,740	436,850
35	437,960	439,070	440,180	441,290	442,400	443,510	444,620	445,730	446,840	447,950	449,060	450,170
36	451,290	452,400	453,520	454,630	455,750	456,860	457,980	459,100	460,210	461,330	462,450	463,570
37	464,690	465,800	466,930	468,050	469,170	470,290	471,410	472,530	473,650	474,780	475,900	477,020
38	478,150	479,270	480,400	481,530	482,650	483,780	484,910	486,030	487,160	488,290	489,420	490,550
39	491,680	492,810	493,940	495,070	496,210	497,340	498,470	499,610	500,740	501,870	503,010	504,140
40	505,280	506,420	507,550	508,690	509,830	510,970	512,100	513,240	514,380	515,520	516,660	517,800
41	518,950	520,090	521,230	522,370	523,520	524,660	525,810	526,950	528,100	529,240	530,390	531,530
42	532,680	533,830	534,980	536,130	537,270	538,420	539,570	540,720	541,880	543,030	544,180	545,330
43	546,480	547,640	548,790	549,950	551,100	552,260	553,410	554,570	555,730	556,880	558,040	559,200
44	560,360	561,520	562,680	563,840	565,000	566,160	567,320	568,480	569,640	570,810	571,970	573,130
45	574,300	575,460	576,630	577,800	578,960	580,130	581,300	582,460	583,630	584,800	585,970	587,140
46	588,310	589,480	590,650	591,830	593,000	594,170	595,340	596,520	597,690	598,870	600,040	601,220
47	602,390	603,570	604,750	605,930	607,100	608,280	609,460	610,640	611,820	613,000	614,180	615,360
48	616,540	617,730	618,910	620,090	621,280	622,460	623,650	624,830	626,020	627,210	628,390	629,580
49	630,770	631,960	633,150	634,340	635,530	636,720	637,910	639,100	640,290	641,480	642,670	643,870

年金月額表 (別表Ⅲ)

( 払方： 月払

掛金： 1,000円 )

(単位：円)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	9	17	25	33	41	49	57	65	73	81	89	97
1	106	114	122	130	138	146	154	162	170	179	187	195
2	203	211	219	227	236	244	252	260	268	277	285	293
3	301	309	317	326	334	342	350	358	367	375	383	391
4	399	408	416	424	432	441	449	457	465	474	482	490
5	498	507	515	523	532	540	548	556	565	573	581	590
6	598	606	615	623	631	640	648	656	664	673	681	690
7	698	706	715	723	731	740	748	756	765	773	782	790
8	798	807	815	824	832	840	849	857	866	874	882	891
9	899	908	916	925	933	942	950	958	967	975	984	992
10	1,001	1,009	1,018	1,026	1,035	1,043	1,052	1,060	1,069	1,077	1,086	1,094
11	1,103	1,111	1,120	1,128	1,137	1,145	1,154	1,163	1,171	1,180	1,188	1,197
12	1,205	1,214	1,222	1,231	1,240	1,248	1,257	1,265	1,274	1,282	1,291	1,300
13	1,308	1,317	1,325	1,334	1,343	1,351	1,360	1,369	1,377	1,386	1,395	1,403
14	1,412	1,420	1,429	1,438	1,446	1,455	1,464	1,472	1,481	1,490	1,498	1,507
15	1,516	1,525	1,533	1,542	1,551	1,559	1,568	1,577	1,585	1,594	1,603	1,612
16	1,620	1,629	1,638	1,647	1,655	1,664	1,673	1,682	1,690	1,699	1,708	1,717
17	1,725	1,734	1,743	1,752	1,761	1,769	1,778	1,787	1,796	1,805	1,813	1,822
18	1,831	1,840	1,849	1,858	1,866	1,875	1,884	1,893	1,902	1,911	1,919	1,928
19	1,937	1,946	1,955	1,964	1,973	1,982	1,990	1,999	2,008	2,017	2,026	2,035
20	2,044	2,053	2,062	2,071	2,079	2,088	2,097	2,106	2,115	2,124	2,133	2,142
21	2,151	2,160	2,169	2,178	2,187	2,196	2,205	2,214	2,223	2,232	2,241	2,250
22	2,259	2,268	2,277	2,286	2,295	2,304	2,313	2,322	2,331	2,340	2,349	2,358
23	2,367	2,376	2,385	2,394	2,403	2,412	2,421	2,430	2,439	2,449	2,458	2,467
24	2,476	2,485	2,494	2,503	2,512	2,521	2,530	2,540	2,549	2,558	2,567	2,576
25	2,585	2,594	2,603	2,613	2,622	2,631	2,640	2,649	2,658	2,668	2,677	2,686
26	2,695	2,704	2,713	2,723	2,732	2,741	2,750	2,759	2,769	2,778	2,787	2,796
27	2,806	2,815	2,824	2,833	2,842	2,852	2,861	2,870	2,879	2,889	2,898	2,907
28	2,917	2,926	2,935	2,944	2,954	2,963	2,972	2,982	2,991	3,000	3,009	3,019
29	3,028	3,037	3,047	3,056	3,065	3,075	3,084	3,093	3,103	3,112	3,121	3,131
30	3,140	3,150	3,159	3,168	3,178	3,187	3,196	3,206	3,215	3,225	3,234	3,243
31	3,253	3,262	3,272	3,281	3,291	3,300	3,309	3,319	3,328	3,338	3,347	3,357
32	3,366	3,376	3,385	3,394	3,404	3,413	3,423	3,432	3,442	3,451	3,461	3,470
33	3,480	3,489	3,499	3,508	3,518	3,527	3,537	3,547	3,556	3,566	3,575	3,585
34	3,594	3,604	3,613	3,623	3,633	3,642	3,652	3,661	3,671	3,680	3,690	3,700
35	3,709	3,719	3,728	3,738	3,748	3,757	3,767	3,777	3,786	3,796	3,805	3,815
36	3,825	3,834	3,844	3,854	3,863	3,873	3,883	3,892	3,902	3,912	3,921	3,931
37	3,941	3,950	3,960	3,970	3,980	3,989	3,999	4,009	4,018	4,028	4,038	4,048
38	4,057	4,067	4,077	4,087	4,096	4,106	4,116	4,126	4,136	4,145	4,155	4,165
39	4,175	4,185	4,194	4,204	4,214	4,224	4,234	4,243	4,253	4,263	4,273	4,283
40	4,293	4,302	4,312	4,322	4,332	4,342	4,352	4,362	4,371	4,381	4,391	4,401
41	4,411	4,421	4,431	4,441	4,451	4,461	4,471	4,480	4,490	4,500	4,510	4,520
42	4,530	4,540	4,550	4,560	4,570	4,580	4,590	4,600	4,610	4,620	4,630	4,640
43	4,650	4,660	4,670	4,680	4,690	4,700	4,710	4,720	4,730	4,740	4,750	4,760
44	4,770	4,780	4,790	4,800	4,810	4,820	4,830	4,840	4,850	4,860	4,871	4,881
45	4,891	4,901	4,911	4,921	4,931	4,941	4,951	4,961	4,972	4,982	4,992	5,002
46	5,012	5,022	5,032	5,043	5,053	5,063	5,073	5,083	5,093	5,104	5,114	5,124
47	5,134	5,144	5,155	5,165	5,175	5,185	5,195	5,206	5,216	5,226	5,236	5,247
48	5,257	5,267	5,277	5,288	5,298	5,308	5,318	5,329	5,339	5,349	5,359	5,370
49	5,380	5,390	5,401	5,411	5,421	5,432	5,442	5,452	5,463	5,473	5,483	5,494



据置額表 (別表Ⅳ)

( 10,000円 当り )

(単位：円)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	10,004	10,008	10,012	10,016	10,020	10,025	10,029	10,033	10,037	10,041	10,045	10,050
1	10,054	10,058	10,062	10,066	10,070	10,075	10,079	10,083	10,087	10,091	10,096	10,100
2	10,104	10,108	10,112	10,117	10,121	10,125	10,129	10,133	10,138	10,142	10,146	10,150
3	10,154	10,159	10,163	10,167	10,171	10,176	10,180	10,184	10,188	10,193	10,197	10,201
4	10,205	10,210	10,214	10,218	10,222	10,227	10,231	10,235	10,239	10,244	10,248	10,252
5	10,256	10,261	10,265	10,269	10,273	10,278	10,282	10,286	10,290	10,295	10,299	10,303
6	10,308	10,312	10,316	10,320	10,325	10,329	10,333	10,338	10,342	10,346	10,351	10,355
7	10,359	10,363	10,368	10,372	10,376	10,381	10,385	10,389	10,394	10,398	10,402	10,407
8	10,411	10,415	10,420	10,424	10,428	10,433	10,437	10,441	10,446	10,450	10,454	10,459
9	10,463	10,467	10,472	10,476	10,480	10,485	10,489	10,493	10,498	10,502	10,507	10,511
10	10,515	10,520	10,524	10,528	10,533	10,537	10,542	10,546	10,550	10,555	10,559	10,563
11	10,568	10,572	10,577	10,581	10,585	10,590	10,594	10,599	10,603	10,607	10,612	10,616
12	10,621	10,625	10,630	10,634	10,638	10,643	10,647	10,652	10,656	10,661	10,665	10,669
13	10,674	10,678	10,683	10,687	10,692	10,696	10,700	10,705	10,709	10,714	10,718	10,723
14	10,727	10,732	10,736	10,741	10,745	10,750	10,754	10,758	10,763	10,767	10,772	10,776
15	10,781	10,785	10,790	10,794	10,799	10,803	10,808	10,812	10,817	10,821	10,826	10,830
16	10,835	10,839	10,844	10,848	10,853	10,857	10,862	10,866	10,871	10,875	10,880	10,884
17	10,889	10,893	10,898	10,903	10,907	10,912	10,916	10,921	10,925	10,930	10,934	10,939
18	10,943	10,948	10,952	10,957	10,962	10,966	10,971	10,975	10,980	10,984	10,989	10,993
19	10,998	11,003	11,007	11,012	11,016	11,021	11,026	11,030	11,035	11,039	11,044	11,048
20	11,053	11,058	11,062	11,067	11,071	11,076	11,081	11,085	11,090	11,094	11,099	11,104
21	11,108	11,113	11,118	11,122	11,127	11,131	11,136	11,141	11,145	11,150	11,155	11,159
22	11,164	11,169	11,173	11,178	11,182	11,187	11,192	11,196	11,201	11,206	11,210	11,215
23	11,220	11,224	11,229	11,234	11,238	11,243	11,248	11,252	11,257	11,262	11,266	11,271
24	11,276	11,280	11,285	11,290	11,295	11,299	11,304	11,309	11,313	11,318	11,323	11,327
25	11,332	11,337	11,342	11,346	11,351	11,356	11,360	11,365	11,370	11,375	11,379	11,384
26	11,389	11,394	11,398	11,403	11,408	11,413	11,417	11,422	11,427	11,432	11,436	11,441
27	11,446	11,451	11,455	11,460	11,465	11,470	11,474	11,479	11,484	11,489	11,493	11,498
28	11,503	11,508	11,513	11,517	11,522	11,527	11,532	11,537	11,541	11,546	11,551	11,556
29	11,561	11,565	11,570	11,575	11,580	11,585	11,589	11,594	11,599	11,604	11,609	11,614
30	11,618	11,623	11,628	11,633	11,638	11,643	11,647	11,652	11,657	11,662	11,667	11,672
31	11,676	11,681	11,686	11,691	11,696	11,701	11,706	11,710	11,715	11,720	11,725	11,730
32	11,735	11,740	11,745	11,749	11,754	11,759	11,764	11,769	11,774	11,779	11,784	11,789
33	11,793	11,798	11,803	11,808	11,813	11,818	11,823	11,828	11,833	11,838	11,843	11,848
34	11,852	11,857	11,862	11,867	11,872	11,877	11,882	11,887	11,892	11,897	11,902	11,907
35	11,912	11,917	11,922	11,927	11,932	11,937	11,941	11,946	11,951	11,956	11,961	11,966
36	11,971	11,976	11,981	11,986	11,991	11,996	12,001	12,006	12,011	12,016	12,021	12,026
37	12,031	12,036	12,041	12,046	12,051	12,056	12,061	12,066	12,071	12,076	12,081	12,086
38	12,091	12,096	12,101	12,106	12,111	12,116	12,122	12,127	12,132	12,137	12,142	12,147
39	12,152	12,157	12,162	12,167	12,172	12,177	12,182	12,187	12,192	12,197	12,202	12,207
40	12,213	12,218	12,223	12,228	12,233	12,238	12,243	12,248	12,253	12,258	12,263	12,268
41	12,274	12,279	12,284	12,289	12,294	12,299	12,304	12,309	12,314	12,320	12,325	12,330
42	12,335	12,340	12,345	12,350	12,356	12,361	12,366	12,371	12,376	12,381	12,386	12,391
43	12,397	12,402	12,407	12,412	12,417	12,422	12,428	12,433	12,438	12,443	12,448	12,453
44	12,459	12,464	12,469	12,474	12,479	12,485	12,490	12,495	12,500	12,505	12,511	12,516
45	12,521	12,526	12,531	12,537	12,542	12,547	12,552	12,557	12,563	12,568	12,573	12,578
46	12,584	12,589	12,594	12,599	12,604	12,610	12,615	12,620	12,625	12,631	12,636	12,641
47	12,646	12,652	12,657	12,662	12,668	12,673	12,678	12,683	12,689	12,694	12,699	12,704
48	12,710	12,715	12,720	12,726	12,731	12,736	12,741	12,747	12,752	12,757	12,763	12,768
49	12,773	12,779	12,784	12,789	12,795	12,800	12,805	12,810	12,816	12,821	12,826	12,832

年金月額表 (別表Ⅲ)  
 (月払 1,000円)  
 (単位:円)

加入年数	年金月額
10	992
11	1,094
12	1,197
13	1,300
14	1,403
15	1,507
16	1,612
17	1,717
18	1,822
19	1,928
20	2,035
21	2,142
22	2,250
23	2,358
24	2,467
25	2,576
26	2,686
27	2,796
28	2,907
29	3,019
30	3,131
31	3,243
32	3,357
33	3,470
34	3,585
35	3,700
36	3,815
37	3,931
38	4,048
39	4,165
40	4,283
41	4,401
42	4,520
43	4,640
44	4,760
45	4,881
46	5,002
47	5,124
48	5,247
49	5,370
50	5,494
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****

据置額表 (別表Ⅳ)  
 (10,000円 当り)  
 (単位:円)

加入年数	据置額
1	10,050
2	10,100
3	10,150
4	10,201
5	10,252
6	10,303
7	10,355
8	10,407
9	10,459
10	10,511
11	10,563
12	10,616
13	10,669
14	10,723
15	10,776
16	10,830
17	10,884
18	10,939
19	10,993
20	11,048
21	11,104
22	11,159
23	11,215
24	11,271
25	11,327
26	11,384
27	11,441
28	11,498
29	11,556
30	11,614
31	11,672
32	11,730
33	11,789
34	11,848
35	11,907
36	11,966
37	12,026
38	12,086
39	12,147
40	12,207
41	12,268
42	12,330
43	12,391
44	12,453
45	12,516
46	12,578
47	12,641
48	12,704
49	12,768
50	12,832